

計算書類に関する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方針
該当資産なし
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方針
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却方法
 - ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品、権利、ソフトウェア — 定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金—一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (6) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引を引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間退職共済制度
一般財団法人 秋田県民間社会事業福利協会の実施する退職共済制度に加入している。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人の公益事業は拠点区分が単一であるため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 法人本部拠点（社会福祉事業）
「法人本部」
 - イ こもれびの杜拠点（社会福祉事業）
「介護老人福祉施設」
「通所介護」
「認知症対応型通所介護」
「居宅介護支援」
 - ウ サン・サルビア拠点（社会福祉事業）
「介護老人福祉施設」
「通所介護」
 - エ 清流苑拠点（社会福祉事業）
「介護老人福祉施設」
「通所介護（ハッピーデイ西木）」
「訪問介護」
「居宅介護支援」
「認知症対応型共同生活介護」
「通所介護（デイサービス角館さくらさくら）」
 - オ ケアハウスゆっ栗館拠点（社会福祉事業）
「軽費老人ホーム」
 - カ たざわこ清眺苑拠点（社会福祉事業）
「介護老人福祉施設」

キ こもれびの杜拠点（公益事業）
「いきいきサロン」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	155,918,060	0	0	155,918,060
建物	5,969,449,110	0	0	5,969,449,110
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
減価償却累計額	-2,821,553,594	-164,123,806	0	-2,985,677,400
合計	3,304,813,576	-164,123,806	0	3,140,689,770

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	67,147,900 円
建物（基本財産）	916,249,534 円
計	983,397,434 円

担保に供されている債務の種類及び金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額含む）	331,221,000 円
計	331,221,000 円

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8. 関連当事者との取引の内容

該当なし

9. 重要な偶発債務

該当なし

10. 重要な後発事象

該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし